

行動に課題のある方の支援に困っている、相談したい！
とお悩みの事業所さまへ

強度行動障がい者支援施設等サポート事業

静岡市では、利用者も支援者も安心して過ごせる環境づくりを行う障がい福祉施設等において、適切に支援できる職員を養成するため、アドバイザーを派遣しています。 ※強度行動障がい…自傷行為や物を壊すなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が多く、特別な支援が必要な状態

事業の流れ



Q.どんなアドバイスをするの？

A.事業所様の実態に合わせた支援内容、支援の改善提案をします。

Q.派遣の期間や回数は？

A.事業所様とアドバイザーで相談のうえ決定します。

Q.アドバイスの時間は？

A.1回あたり1～2時間程度です。

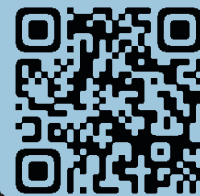
Q.派遣料金はかかる？

A.静岡市が負担します。事業所様の負担はありません。

Q.申請方法は？

A.静岡市HP内の申請書に記載してご提出ください。（随時受付）

事業所様からも好評！



詳しくはコチラ
（静岡市HP）

<お申込み／お問合せ先>

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館15階
TEL 054-221-1198
Mail shougai Fukushi@city.shizuoka.lg.jp

事業の流れ(詳細)

- ① アドバイザー派遣を希望する事業者、関係機関又は強度行動障がい者等の家族（以下「申請者」という。）は、「強度行動障がい者支援施設等サポート事業利用申請書」（様式5）を静岡市（障害福祉企画課）にご提出ください。
- ② 静岡市は、申請内容についてアドバイザーと相談・調整の上、内容を審査します。
- ③ 静岡市は、利用の可否について、「強度行動障がい者支援施設等サポート事業決定通知書」（様式6）により、申請者あて通知します。
- ④ 静岡市は、利用を決定をした場合には、アドバイザーに対し、前号の利用決定通知書（様式6）の写しを送付し、派遣を依頼します。
- ⑤ 申請者とアドバイザーで日程を調整の上、サポート事業を実施します。なお、可能な限り、事業所全体でアドバイスを受けるようお願いします。
- ⑥ 申請者は、アドバイザーの派遣1回ごとに、「実施報告書」（様式7）を静岡市に提出してください。